

原規規発第1904015号
平成31年4月1日

東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（核燃料施設等監視担当） 金城 慎司

平成31年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第5項の規定に基づく平成31年度保安検査について、原子力規制委員会は、別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、検査を実施する貴事業所に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

原規規発第1904015号

平成31年4月1日

平成31年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第5項の規定に基づき、試験研究用等原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成31年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。

(別添)

1. 検査実施場所

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 (NCA)

2. 検査実施時期

- (1) 第1四半期：4月～6月 (このうちの10週間程度)
- (2) 第2四半期：7月～9月 (このうちの10週間程度)
- (3) 第3四半期：10月～12月 (このうちの10週間程度)
- (4) 第4四半期：1月～3月 (このうちの10週間程度)

3. 検査担当職員

川崎原子力規制事務所職員 他

4. 検査項目

平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。

(1) 基本検査で実施する保安検査の内容

- ①保守管理の実施状況
 - ・長期停止中の保安活動

(2) 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし